

長 崎 県 営 繕 工 事 写 真 撮 影 要 領

平成 3 1 年度版

長崎県土木部建築課・営繕課

営繕工事写真撮影要領

(適用範囲)

1. この要領は、長崎県建築工事特記仕様書等による工事写真（電子媒体による提出を含む。）の撮影及び整理に適用する。

(工事写真の撮影)

2. 工事写真の撮影は、次によるものとする。

(1) 撮影対象

主な工事写真の撮影対象を、別添の撮影対象表に示す。

なお、改修工事において対象部位の撤去等を含む場合は、別添撮影対象表（解体工事編）も参照するものとする。

撮影対象表に記載のない撮影対象は、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

(2) 撮影箇所

撮影箇所は、撮影の目的や工事内容に応じて監督職員と協議のうえ決定するものとする。

(3) 撮影方法

工事写真撮影に当たっては、原則として、次の項目のうち必要な事項を記載した黒板（白板）を文字が判別できるよう撮影対象とともに写し込むものとする。

①工事名

②工事種目

③撮影部位

④寸法、規格、表示マーク

⑤撮影時期

⑥施工状況

⑦立会者名、受注者名

⑧その他、デジタル工事写真の黒板情報電子化については、契約後、監督職員の承諾により実施してよいものとする。

(4) デジタルカメラによる撮影方法

デジタルカメラで撮影する工事写真の場合、上記(3)のほか、有効画素数は目的物及び黒板の文字が判読できることとし、縦横比は3：4程度を指標とする。

(100万～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)

なお、記録形式（JPEGなど）は監督職員と協議のうえ決定するものとする。

(5) 必要な機器の導入

デジタルカメラ及びデジタル工事写真の黒板情報電子化等の機器・ソフトウェア等の選定は、受注者が選定するものとし、導入に係る費用は現場管理費に含まれるものとする。

(工事写真の色彩)

3. 工事写真はカラーとする。

(工事写真の編集等)

4. 工事写真の編集等は、次によるものとする。

- (1) 工事写真の信憑性を考慮し、工事写真の編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の黒板情報電子化について』（平成 29 年 1 月 30 日付け、国技建管第 10 号）に基づく黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。
- (2) 工事写真の大きさは、L 版（サービスサイズ）程度とする。ただし、監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。

(工事写真の提出部数及び形式)

5. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

- (1) 工事写真は原則として、電子媒体(原本)及び工事写真帳の概要版アルバム（各工種別に代表写真を各 1 枚）を工事完成時に各 1 部提出する。ただし、電子媒体での対応が出来ない場合は監督職員の承諾を受けて従来通りの工事写真帳（工事用アルバムに工種等のインデックスを付けたもの）を 1 部提出するものとする。
- (2) 電子媒体（CD-R 又は DVD-R）とする。なお、複数枚になる場合は 7（3）による。

(工事写真の整理方法)

6. 工事写真の整理方法は次によるものとする。

- (1) 工事写真は、別添撮影対象表に示すものを工事種目又は分類毎に整理することを標準とし、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 黒板（白板）の判断が困難となる場合又は黒板（白板）を写しこまない場合は、必要事項を記入し、原本又はアルバムに添付する。
- (3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、撮影位置図、平面図、構造図等の説明図等を原本又はアルバムに添付する。
- (4) 電子媒体で提出する際の工事写真については、「国土交通省 デジタル写真管理情報基準」及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】」を参照し、監督職員と協議のうえ整理するものとする。

(工事写真の電子媒体による提出)

7. 電子媒体による提出は次によるものとする。

- (1) 工事写真は、他の工事関係資料と別の電子媒体に格納し、独立して電子媒体の枚数を数えるものとする。
- (2) 電子媒体のフォーマット形式は、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
- (3) 電子媒体の表記は次によるものとする。

- ・電子媒体には、「工事番号」、「工事名称（工事写真）」、「作成年月」、「発注者名称」、「受注者名称」、「何枚目/総枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」、「フォーマット形式」、「発注者署名欄」、「受注者署名欄」を明記する。
 - ・電子媒体を収納するケースの背表紙には、「工事名称（工事写真）」、「作成年月」を明記する。
- （４）ウイルス対策は次によるものとする。
- ・受注者は、電子媒体が完成した時点で、ウイルスチェックを行う。
 - ・ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、信頼性の高いものを利用する。
最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用する。
 - ・電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日又はパターンファイル名」、「チェック年月日（西暦表示）」を明記する。
- （５）工事写真のファイル名に使用する文字は次によるものとする。
- ・一般原則
使用できる半角文字は JIS X 0201 で規定されている文字から片仮名用図形文字を除いたラテン文字図形文字のみとする。
使用できる全角文字は JIS X 0208 で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字のみとする。
 - ・工事写真のファイルに使用する文字
ファイル名に使用する文字は、半角英数文字及び全角文字とする。ファイル名の文字数は、全角文字で 64 文字以内（拡張子を含む）とする。ただし、電子媒体のフォーマットに起因する制限がこれよりも厳しい場合は、電子媒体のフォーマットに起因する制限に従う。

附則

（施工期日）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

※参考「営繕工事写真撮影要領」（国土交通省 国営整第 305 号）平成 28 年 3 月 31 日を加工して作成